

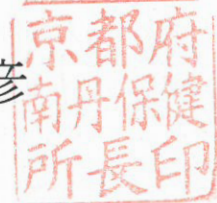
産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府京都市西京区桂清水町39番地の1

氏 名 亀岡合砕協同組合
代表理事 光山 正浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府南丹保健所長 時田 和彦



許可の年月日 令和 3 年 5 月 8 日

許可の有効年月日 令和 8 年 5 月 7 日

1. 事業の範囲

<中間処理業（破砕）>

①がれき類

以上1種類（特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	がれき類の破砕施設
施設設置場所	京都府亀岡市篠町王子石原畑1番1 京都府亀岡市篠町王子瓜ノ尾96番1 京都府亀岡市篠町王子桜木22番4
設置年月日	令和3年5月6日
処理能力	640t/日（8時間）
許可年月日	令和3年4月13日
許可番号	3南保環第87号の1

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年5月8日：当初許可
平成13年5月8日：更新許可
平成18年5月31日：更新許可
平成23年5月17日：更新許可
平成28年5月30日：更新許可
令和3年5月8日：更新許可
令和3年5月12日：処理能力の変更：破砕5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無